

医療介護総合確保促進法に基づく
令和6年度福岡県計画

※介護施設等の整備に関する事業分

令和7年2月

福 岡 県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

- 団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年(2025年)に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題となっている。
- 本県においても、高齢化率(65歳以上人口割合)は、2010年(平成22年)には22.3%であったが、2025年(令和7年)以降は30%を超えると予測されており、生活習慣病など慢性疾患の増加に伴い、療養や介護も長期化していくことが見込まれている。
- このような中、県民誰もが高齢者となっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、効率的で質の高い医療提供体制と、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムを早急に構築していくことが求められている。
- 県では、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づき、平成26年度の県計画を策定するとともに、新たに地域医療介護総合確保基金(以下「基金」という。)を設置し、当該基金を活用して、医療分野における取組を強化した。
- 具体的には、
 - ① 「病床の機能分化・連携」を進めるための基盤整備として、福岡県医師会が行う診療情報ネットワークの整備への支援 等
 - ② 「在宅医療の充実」を図る観点から、在宅医療推進の拠点機能の強化として相談員の配置や訪問診療に必要な医療機器の整備 等
 - ③ 「医療従事者の確保・養成」を図る観点から、研修を強化するほか、医療機関が取り組む勤務環境改善への支援や、離職した看護師等の就労相談窓口の拡充 等の取組を進めたところである。
- 引き続き、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向け、医療分野の事業に取り組むとともに、介護分野も基金の対象となることから、
 - ① 介護サービスを十分に供給できるよう、介護予防の拠点から特別養護老人ホーム等の入所施設まで、介護基盤の計画的な整備
 - ② 地域包括ケアシステムを支える介護・福祉サービスに従事する人材の養成と確保・定着、資質の向上
 - ③ 介護は必要としなくても自立した生活に不安のある高齢者に対する介護予防や生活支援といったサービスの一体的な提供 等の取組を進め、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進していく必要がある。
- これらの取組について、基金を活用し、医療及び介護の関係者が共通の認識に立ち、適切な目標設定の下、実効性ある事業を展開していくため、本計画を策定する。

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

福岡県における医療介護総合確保区域については、福岡・糸島、粕屋、宗像、筑紫、朝倉、久留米、八女・筑後、有明、飯塚、直方・鞍手、田川、北九州、京築の13区域とする。

2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ

2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

(異なる理由：

)

(3) 計画の目標の設定等

■福岡県全体

1. 目標

福岡県においては、超高齢社会を迎えるにあたって、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を構築し、県民生活の「安定」、「安全」、「安心」を向上させることを目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

○ 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

(地域密着型サービス施設等整備助成事業)

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 2カ所
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 2カ所
- ・認知症高齢者グループホーム 6カ所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所
- ・介護付きホーム 2カ所

(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

- ・特別養護老人ホーム 7カ所
- ・特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 4カ所
- ・地域密着型特別養護老人ホーム 1カ所
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 1カ所
- ・認知症高齢者グループホーム 6カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所
- ・介護付きホーム 2カ所

(介護職員の宿舎施設整備事業)

- ・介護職員の宿舎施設 2カ所

2. 計画期間

令和6年4月～令和7年3月

■福岡・糸島区域

1. 目標

福岡・糸島区域は、政令指定都市である福岡市及び糸島市の2市から構成されており、令和6年4月1日現在、圏域人口は1,698,314人、高齢者人口は387,836人、高齢化率22.8%となっている。

県内最大の人口を擁し、高齢化率は県平均(28.1%)と比較し低いものの、今後、急激な高齢化が見込まれていることから、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

(地域密着型サービス施設等整備助成事業)

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 2カ所
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 2カ所
- ・認知症高齢者グループホーム 5カ所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所
- ・介護付きホーム 1カ所

(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

- ・特別養護老人ホーム 1カ所
- ・特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 1カ所
- ・地域密着型特別養護老人ホーム 1カ所
- ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 1カ所
- ・認知症高齢者グループホーム 5カ所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 4カ所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所
- ・介護付きホーム 2カ所

2. 計画期間

令和6年4月～令和7年3月

■宗像区域

1. 目標

宗像区域は、宗像市及び福津市の2市から構成されており、令和6年4月1日現在、圏域人口は165,535人、高齢者人口は48,708人、高齢化率29.4%となっている。

高齢化率は県平均（28.1%）と比較しやや高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

- ・ 特別養護老人ホーム 1カ所
- ・ 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 1カ所

2. 計画期間

令和6年4月～令和7年3月

■飯塚区域

1. 目標

飯塚区域は、飯塚市及び嘉麻市並びに嘉穂郡桂川町の2市1町から構成されており、令和6年4月1日現在、圏域人口は171,856人、高齢者人口は59,192人、高齢化率34.4%となっている。

高齢化率は県平均（28.1%）と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

(介護職員の宿舎施設整備事業)

- ・介護職員の宿舎施設 2カ所

2. 計画期間

令和6年4月～令和7年3月

■田川区域

1. 目標

田川区域は、田川市並びに田川郡香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村及び福智町の1市6町1村から構成されており、令和6年4月1日現在、圏域人口は116,021人、高齢者人口は43,692人、高齢化率37.7%となっている。

高齢化率は県内で最も高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

- ・特別養護老人ホーム 3カ所

2. 計画期間

令和6年4月～令和7年3月

■北九州区域

1. 目標

北九州区域は、政令指定都市である北九州市及び中間市並びに遠賀郡芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の2市4町から構成されており、令和6年4月1日現在、圏域人口は1,046,095人、高齢者人口は334,624人、高齢化率32.0%となっている。

高齢化率は県平均(28.1%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

(地域密着型サービス施設等整備助成事業)

- ・ 認知症高齢者グループホーム 1カ所
- ・ 介護付きホーム 1カ所

(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

- ・ 認知症高齢者グループホーム 1カ所
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所

2. 計画期間

令和6年4月～令和7年3月

■京築区域

1. 目標

京築区域は、行橋市及び豊前市、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡吉富町、上毛町及び築上町の2市5町から構成されており、令和6年4月1日現在、圏域人口は181,854人、高齢者人口は59,282人、高齢化率32.6%となっている。

高齢化率は県平均(28.1%)と比較し高くなっており、県民が住み慣れた地域で生活しながら適切な医療・介護を受けられる体制を早急に構築していく必要がある。このため、以下を目標とする。

③ 介護施設等の整備に関する目標

- 介護サービスの供給体制の確保や地域包括ケアシステムの構築に向けて、県の介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス等の介護基盤の整備を行う。

【定量的な目標値】

(地域密着型サービス施設等整備助成事業)

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所

(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)

- ・ 特別養護老人ホーム 2カ所
- ・ 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 2カ所

2. 計画期間

令和6年4月～令和7年3月

(4) 目標の達成状況

※ 本項目については、令和7年度以降に記載する。

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

(介護施設等整備分)

令和5年9月～	全市町村に対する令和6年度基金事業に係る照会
令和6年8月22日	県医師会と協議
令和7年2月14日	県社会福祉審議会老人福祉専門分科会で意見聴取

(2) 事後評価の方法

(介護施設等整備分)

福岡県社会福祉審議会老人福祉専門分科会に、目標の達成状況や事業の実施状況を報告し、意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行うことなどにと比較し、計画を推進していくこととする。

3. 計画に基づき実施する事業

(事業区分3：介護施設等の整備に関する事業)

(1) 事業の内容等

都道府県

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	福岡県介護施設等整備事業	【総事業費】 1,333,724千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	福岡・糸島、宗像、飯塚、田川、北九州、京築	
事業の実施主体	県、市町村	
事業の期間	令和6年4月～令和7年3月	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
アウトカム指標	・地域密着型サービス施設等の定員総数 23,917人	
事業の内容	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <p>③介護人材（外国人を含む。）を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舍を整備するための費用の支援を行う。</p>	
アウトプット指標	<p>(地域密着型サービス施設等整備助成事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 2カ所 ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 2カ所 ・認知症高齢者グループホーム 6カ所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 ・介護付きホーム 2カ所 <p>(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 7カ所 ・特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 4カ所 ・地域密着型特別養護老人ホーム 1カ所 ・地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ 1カ所 ・認知症高齢者グループホーム 6カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 ・介護付きホーム 2カ所 	

	(介護職員の宿舎施設整備事業) ・介護職員の宿舎施設 2カ所
アウトカムとアウトプットの関連	地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。

	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)
			国(A)	都道府県(B)	
	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円)	(千円) 499,165	(千円) 249,583	(千円)
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円)	(千円) 375,020	(千円) 187,510	(千円)
	③介護職員の宿舎施設整備	(千円)	(千円) 14,964	(千円) 7,482	(千円)
事業に要する費用の額	金	総事業費 (A+B+C)	(千円)		
		国(A)	(千円) 889,149		うち過年度残額 (千円) 561,498
	基金	都道府県(B)	(千円) 444,575		うち過年度残額 (千円) 280,749
		計(A+B)	(千円) 1,333,724		うち過年度残額 (千円) 842,247
	その他(C)	(千円)			
	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注3) (注4)	公	(千円)		うち過年度残額 (千円)
民		うち受託事業等 (千円)		うち過年度残額 (千円)	
備考					

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(2) 事業の実施状況

※ 本項目については、令和7年度以降に記載する。